

別紙（諮問第75号関係）

第1 審査会の結論

令和3年10月4日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、令和3年10月7日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、〇〇〇〇〇〇の「〇〇〇〇 〇〇〇」について、水質汚濁防止法第5条第1項の届出が受理されていることを示す文書の開示を求めて本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を特定した上で、当該公文書の法人印影が条例第7条第3号に該当するとして本件決定を行い、令和3年10月7日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年12月24日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「開示請求を行った文書の開示を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書によると次のように要約される。

(1) 審査請求書

「〇〇〇〇〇〇」に所在があった施設の届出文書を請求したが、実施機関が開示したのは「〇〇〇〇〇〇」という所在が異なる施設の届出文書である。

(2) 反論書

ア 開示された届出文書の住所が違うことには変わりはなく、受理時に内容を確認するのは受付機関の責務であり、今になって確認したというのはいり得ない。

イ 当該施設が営業していた平成29年3月31日時点での水質汚濁防止法第5条第1項の届出施設一覧において、「〇〇〇〇〇〇」の同住所にある施設は別の施設である。

3 その他の主張

審査請求人が審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」ではなく、「6 その他」として主張する内容は、審査請求書及び実施機関の弁明書に対する反論書によると次のように要約される。

(1) 審査請求書

ア 実施機関は、本件決定の理由として「法人の印影については、開示することで当該法人及び事業を営む法人及び個人の財産権を害する恐れがあるため」と

している。情報公開事務の手引の「宮崎県公文書開示事務取扱要綱」によれば、「条例第7条各号のいずれかに該当する場合には、該当する不開示情報を適用する部分及びその理由を事案の内容に応じて具体的に記載する。」とあるが、本件決定の理由において、法人及び個人の財産権を害する具体的な理由の記載がない。

イ また、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の解釈及び運用基準（以下「条例の解釈及び運用基準」という。）において、条例第7条第3号に該当しないと考えられる情報の具体例として「法人等の印影に関して、通常広く一般に知れ渡らないように管理されている法人の登録印（実印）・銀行印以外の印影」とされている。

(2) 反論書

弁明書の内容は、公文書部分開示決定通知書に記載すべきであり、「宮崎県公文書開示事務取扱要綱」の定めを反する。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が審査請求に対する弁明書で主張している内容は、次のように要約される。

(1) 本件請求と異なる所在の文書を公開したことについて

本件請求に係る施設の届出文書について、受理しているものは本件決定の1件のみであり、届出文書に添付されていた地図等で設置場所が「〇〇〇〇」であることが確認されたため、本件決定を行った。

(2) 条例第7条第3号関係

当該文書の法人印影は法人の代表取締役印であり、当該文書を受理した昭和63年当時は、商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条の規定により、法人設立の際に印鑑を登記所に提出することが義務づけられている。

また、登記所に提出された印鑑は、同法12条の規定により印鑑証明の取得ができることから、法人の実印として扱われる。法人の実印は、契約を交わす際等に用いられることから、開示することで、印影の偽造等により不正な取引に使われる可能性があり、法人の財産権等、権利利益が損なわれる恐れがある。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年4月19日	諮問を受けた。
令和4年6月28日	諮問の審議を行った。
令和4年8月22日	諮問の審議を行った。

令和4年10月28日

諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件決定に対する判断

(1) 開示決定した公文書の妥当性について

ア 審査請求人は、実施機関が開示したのは本件請求の内容と所在が異なる施設の届出文書であると主張する。これに対し実施機関は、本件請求に係る施設の届出文書は、本件決定の1件のみであり、届出文書に添付されていた地図等で設置場所が本件請求と同じ所在であることが確認できたと主張する。

イ これについて、届出文書に添付されていた地図を見たところ、周辺の建物や現在の地図と比較しても、本件請求に係る当該施設の所在と同じであることを確認した。

ウ これに加え、本件請求に係る当該公文書は、本件決定のもの以外に存在しないことを踏まえると、実施機関が当該公文書を開示したことは妥当であるといえる。

エ しかしながら、審査請求人が本件決定の内容だけで同じ所在と認識することが困難であることは明らかであり、実施機関は、本件決定時に当該公文書の内容について説明する等、何らかの補足対応をすべきだったと判断する。

(2) 条例第7条第3号関係

審査請求人が審査請求書の「4 審査請求の趣旨及び理由」ではなく、「6 その他」として主張する内容について、検討する。

ア 条例第7条第3号の妥当性

(ア) 当該公文書は、水質汚濁防止法第5条第1項の届出文書であり、届出法人の代表者印が押印されている。

(イ) 法人の代表者印は、記載事項の内容が真正なものであることを証明する性質のものであって取引上重要であり、不特定多数に提示することが想定されるものではないと判断される。

(ウ) したがって、本件請求に係る公文書の法人印影を開示することにより、偽造され悪用される等、条例第7条第3号に規定する「当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を開示することとなると認められる。

イ 本件決定における不開示とした理由の妥当性

(ア) 審査請求人は、本件決定の理由において、法人及び個人の財産権を害する具体的な理由の記載がないと主張する。

(イ) 開示請求に対する決定関係を定めた条例第10条は、第1項において「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨

の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。」とされており、また、条例の解釈及び運用基準において、「単に第7条各号の不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけではなく、事案の内容に応じて、どの部分（情報）がどの不開示条項に該当するのか及び具体的な不開示理由を明らかにする必要がある。」とされている。

(ウ) 実施機関が行った本件決定に係る部分開示決定通知書の記載内容を確認するに、単に根拠規定のみを示したものではなく、不開示となる情報、該当する条項、不開示とする理由の記載はあるものの、具体的な説明がなく理由の付記が十分ではないことが認められる。

(エ) 実施機関は、弁明書において具体的な理由を述べているが、この理由は本来、当初の部分開示決定において記載すべきであり、この点において、当該記載内容は不適切と考えるが、処分自体が違法とまではいえない。

2 上記以外の主張に対する判断

審査請求人は、その他、当該公文書の届出時における実施機関の対応及び公表されている届出施設一覧の内容について主張するが、これらの点は本件決定に係る部分ではなく、当審査会の判断しうるところではない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

条例に定める公文書開示制度が適正かつ円滑に機能するためには、開示請求の対象となる公文書の個別的な性質、内容等に鑑み、必要に応じて請求者に具体的な説明を行う等、適切に対応する必要があると考える。本件における実施機関の対応は、その点において不足があったことから、今後は、条例の趣旨及び目的を踏まえた適切な対応を求める。